

本社機能等の県外からの移転や県内での拡充を される企業の皆さんへの支援制度をご活用ください

本社機能等：「調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、商業事業部門（一部）、サービス事業部門（一部）、その他管理業務部門」、「研究所」、「研修所」

- (1) 形態
- ① 移転型…東京23区内から本社機能等を県内に移転
 - ② 拡充型…県内にある企業の本社機能等の強化・拡充

(2) 手続き

特定業務施設の整備(新設、増設、購入、賃借、既存施設の用途変更、既存施設におけるオフィス環境整備)が必要

- ・工事着工前に**施設整備計画**を作成いただき、**県知事に申請**してください。
- (※) 計画の申請期間は、H27～R6年度です。

【主な認定要件】

- ・計画期間中に当該本社機能等の**従業員が5人(中小企業は1人)以上増加することが必要** (* 計画期間は、H27.10.2～R13.3.31の間で設定いただけます。

(3) 主な支援内容【オフィス減税と雇用促進税制の同一年度での併用は不可(上乘せ分除く)】

【支援1】 設備投資(オフィス) 減税

- ・建物の新設、増設、建物の購入(新築)が対象
- ・認定日から3年以内に整備すること

- 対象：事務所・研究所などの建物等
- 要件：取得価格3,500万円以上(中小企業は1千万円以上)
- 支援内容：

	①移転型	②拡充型
建物等の取得価格に対し	特別償却25% 又は 税額控除7%	特別償却15% 又は 税額控除4%

【支援2】 雇用促進税制による法人税の減税

- 対象：各事業年度における当該施設の増加雇用者(法人全体の雇用者純増数が上限)
- 要件：当該施設で雇用者(非正規除く)2人以上増加
- 支援内容：**当該施設の増加雇用者1人あたり、以下の税額を控除**

	①移転型	②拡充型
新規雇用者(無期雇用かつフルタイム)	50万円/人	30万円/人
他の事業所からの転勤者	40万円/人	20万円/人
上乘せ分	40万円/人を 最大3年間継続	—

【支援3】 地方税の軽減

- 対象：土地、建物、構築物、機械装置
- 要件：土地を除く取得価額の合計額が38百万円以上(中小企業は19百万円以上)
- 支援内容：

		①移転型	②拡充型
県税	法人事業税	課税免除 【3年間】	—
	不動産取得税	課税免除	1/10に軽減
市町村税	固定資産税	課税免除 【3年間】	1年目：1/10に軽減
			2年目：1/3
			3年目：2/3

※標準税率は各自治体にご確認ください。

支援例：移転型

- 東京23区に本社のある企業が、富山県に新社屋を建設し、本社機能の一部を移転
- 新社屋の建設にあたり、建物等に4億円の設備投資
- 新社屋の従業員として、東京本社から20名が転勤、富山県で5名を新規採用
(初年度は転勤者20名、新規採用1名とし、2年目に残り4名を新規採用と仮定)

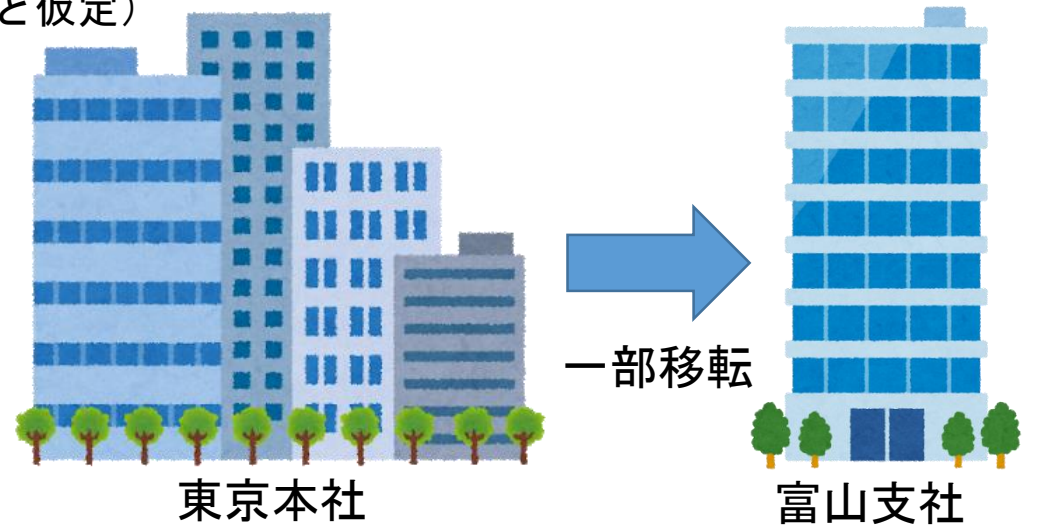
◆オフィス減税2,800万円 (4億円×7%)

※税額控除を適用した場合

◆雇用促進税制3,040万円 (①+②+③)

- ①40万円×21人×3年=2,520万円 (上乗せ分)
- ②50万円×4人=200万円
- ③40万円×4人×2年=320万円 (上乗せ分)

減税額 計5,840万円 (このほか、地方税の課税免除あり)



支援例：拡充型

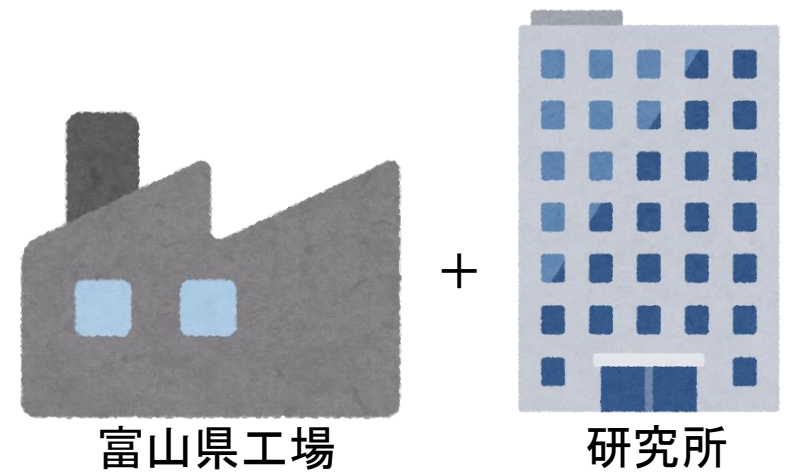
- 富山県に工場がある企業が、工場敷地内に研究所を建設
- 研究所の建設にあたり、建物等に4億円の設備投資
- 研究所の従業員として、富山県で30名を新規採用
(2年目に新規採用すると仮定)

◆オフィス減税1,600万円 (4億円×4%)

※税額控除を適用した場合

◆雇用促進税制900万円 (30万円×30名)

減税額 計2,500万円 (このほか、地方税の軽減措置あり)



【助成金】 上記の他に以下の企業立地助成制度も活用できます。

●本社機能の県外からの移転に対する助成 (とやまホンシャ引っ越し応援特別枠)

(助成額=対象経費×助成率)

助成対象	交付要件		助成率	限度額
	投資額	新規雇用者数		
①土地、建物、設備	5千万円以上	5人以上	10%	5億円
②事業所移転費		(中小企業1人以上)		
③従業員の転居費(家族含む)	100億円以上	60人以上	50%	30億円*1
④移転従業員の社員寮設置費				

●民間研究所の新・増設に対する助成

(助成額=対象経費×助成率)

対象業種	助成対象	交付要件		助成率	限度額
		投資額	新規雇用研究者数*2		
自然科学研究所 (試験、開発研究等)	土地 建物 設備	1億円以上	10~29人	15%	1.5億円
			30人以上	20%	2億円
			60人以上		

●研究者等の雇用に対する助成

(助成額=50万円×新規雇用研究者数)

助成対象	交付要件		助成額	限度額
	投資額	新規雇用研究者数		
自然科学研究所の研究者	3千万円以上	10人以上	50万円/人	1億円

*1 知事が特に必要と認めた場合

*2 成長産業3分野(高機能素材、デジタルものづくり、ライフサイエンス)に該当し、施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合、研究者数の雇用要件を1/2に緩和。